

別紙 2 (開設許可事項の変更許可申請時添付用)

診療用エックス線装置に係る構造設備の概要

1 変更しようとする事項

(1) エックス線診療室の構造 (2) 診療用エックス線装置 (更新 ・ 増設)

2 設置予定のエックス線装置に関する事項

製作者				
型式				
定格出力	連続	k V	m A	
	短時間	k V	m A	s e c
		k V	m A	s e c
		k V	m A	s e c
蓄方式	k V	μ F		
エックス線管球数				
用途	①	②	③	

3 エックス線診療室の構造 (変更がない場合は、既存の構造について記入すること)

画壁等 (隣接する室名を記入)	材料等	厚さ (cm)	施行規則第 30 条の 4 第 1 項に基づく適合性 ※ 1
(天井)			
(床)			
周囲の画壁	(東)		
	(西)		
	(南)		
	(北)		
出入口の扉			
その他の開口部			
操作する場所	操作室		
	その他		

* 1 エックス線診療室の画壁等を管理区域の境界とする場合は、医療法施行規則第 30 条の 16 に基づく適合性

添付書類

- 1 病院、診療所の全体図 (放射線診療関係施設の位置を赤線で囲むこと)
- 2 エックス線診療室図は、周囲各室並びにエックス線管の位置及び照射方向、装置 (機器) の配置、エックス線管中心から天井、床、周囲の画壁外側までの距離 (メートル)、防護物の材料・厚さ並びに管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示位置、出入口の位置、監視窓の位置等を明示したものとす。 (管理区域は赤線で囲むこと)
- 3 しゃへい計算書
- 4 移動型については、移動型・携帯型エックス線装置取り扱い届 (別紙 放 1 - 4) を添付すること。
- 5 その他参考となる資料